

## 光市母子殺害事件の弁護人に対する脅迫行為に抗議する声明

山口県光市で発生した母子殺人事件の差戻し控訴審の第一回公判が、本年5月24日に広島高等裁判所で開始されたが、弁護人らの弁論の内容が報道された後の5月29日に、日本弁護士連合会あてに、本件の特定の弁護人を名指しし、模造の銃弾のようなものを同封して同弁護人らを脅迫する内容の書簡が送りつけられた。

さらに、新聞報道によれば、7月7日にも、朝日新聞社及び読売新聞社にも同事件の弁護人を「抹殺する」等と書かれた脅迫文が銃弾とみられる金属片とともに郵送されたという。

これらの行為は、弁護活動を暴力と脅迫によって否定しようとする卑劣な攻撃であって、看過することができず、強く抗議するものである。

わが国の憲法や刑事訴訟法、国際人権法が保障するとおり、いかに凄惨な事件の犯人として訴追されたものであっても、憲法第37条3項で「刑事被告人はいかなる場合にも、資格を有する弁護人に依頼することができる」として弁護人依頼権を保障されている。弁護人依頼権は、憲法第31条の適正な手続により刑事裁判を受けるために不可欠の権利であり、その他の被告人としての権利とともに十分に守られなければならない。そして同時に、被告人の権利・利益を擁護し、国家の刑罰権の適正な行使を求める弁護人らの弁護活動の自由もまた、十分に保障されなければならない。

とりわけ法廷内における弁護人らの弁論や立証活動は、弁護権の中核をなすものとして、最大限の保障が与えられることが不可欠である。

国連の「弁護士の役割に関する基本原則」は、第1条において人権と基本的自由を適切に保護するため、「すべて人は、自己の権利を保護、確立し、刑事手続のあらゆる段階で自己を防御するために、自ら選任した弁護士の援助を受ける権利を有する」と定め、第16条において「政府は、弁護士が脅迫、妨害、困惑あるいは不当な干渉を受けることなく、その専門的職務をすべて果たし得ること、自国内及び国外において、自由に移動し、依頼者と相談し得ること、確立された職務上の義務、基準、倫理に則った

行為について、弁護士が、起訴あるいは行政的、経済的その他の制裁を受けたり、そのような脅威にさらされないことを保障するものとする」と定めている。

もとより、弁護人らの弁論に対して様々な批判が行われること自体は、言論・表現の自由として、十分に尊重されなければならないが、暴力や脅迫による弁護活動の妨害が許されないことは当然のことである。

当会は、刑事弁護活動に対する暴力や脅迫が弁護活動の萎縮をもたらす危険を強く懸念するものであり、今後とも、刑事弁護にかかわるすべての弁護人が、このような脅迫行為に屈することなく、その職責を全うできるよう支援していくものである。

裁判員裁判が2年後に開始され、刑事裁判が市民に身近なものとなろうとしている今日、憲法に規定された被告人の弁護人依頼権などの諸権利と刑事弁護人の活動に対する社会の理解を求めるため、当会は、不断の努力をしていく決意である。

2007（平成19）年7月17日

大阪弁護士会

会長 山田庸男